

## 水道局からのお知らせ

水道局では、災害に強く、安全でおいしい「水」を安定的に供給するため、第5次水道施設整備事業として石川浄水場の更新工事を実施します。

石川浄水場は、羽曳野市全体給水量の約3割を供給する本市水道事業で最も重要な水道施設で、昭和44年の稼働から42年が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、東日本大震災に代表される大規模地震などの災害への備えが必要とされる状況です。

このような災害の発生においても、安定した水道水の供給を確保するため、防災対策に配慮した施設への更新を図るとともに、より高度な浄水処理方法の導入を行い、安全でおいしい水の供給を目指します。

この工事の実施にあたっては、効率的・合理的な設計・施工により、浄水場施設の一層の品質向上を図る目的から、設計・施工を一括して実施することとし、技術性と経済性を総合的に評価するプロポーザル（提案）方式にて受託業者を選定いたしました。



石川浄水場完成予想図

### 第5次水道施設整備事業（石川浄水場施設更新工事）

**事業概要** 石川浄水場の全面施設更新（浄水処理能力 13,000 m<sup>3</sup>/日）  
**履行期間** 平成24年2月17日から平成28年3月31日  
**契約者** 大成建設株式会社 関西支社

#### 提案価格（消費税抜き）

詳細設計費	40,976,000円（契約済み）
工事費	1,615,024,000円（詳細設計後に契約）
合計	1,656,000,000円

## 平成24年度「下水道事業受益者負担金賦課対象区域のお知らせ」

羽曳野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づき、平成24年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域を決定しました。

下水道生きものすべてのいのちのわ

羽曳野市では市民の皆様へ衛生的で快適な生活および河川環境の水質改善を図るため、公共下水道整備を促進し、現在約896haの供用開始を行っています。平成24年度は、新たに約8.7haの下水道事業受益者負担金賦課対象区域を決定し、供用開始を行います。

つきましては、平成24年度賦課対象区域の土地所有者の方には受益者申告書（賦課対象区域図添付）を4月中に送付しますので、ご記入の上、ご返送をお願いします。

#### 「受益者負担金とは・・・」

公共下水道の利益を受ける方に建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図るとともに、一日も早く計画的に公共下水道整備を進めるためのもので、敷地面積1㎡当たり450円を乗じた額をご負担していただきます。納付方法は一括納付と分割納付があり、一括納付の場合は報奨金を差し引いた額を納付していただきます。

#### 今回賦課対象になる区域は

- 高鷲3・5・7・9丁目の一部
- 島泉6・7・9丁目の一部
- 恵我之荘3・6丁目の一部
- 南恵我之荘3・4・5・7丁目の一部
- 伊賀1丁目の一部
- 野々上4・5丁目の一部
- はびきの4丁目の一部
- 学園前2丁目の一部
- 東阪田の一部
- 郡戸の一部
- 河原城の一部

※賦課対象区域図は下水道総務課（市役所別館4階）で閲覧いただけます。

問合せ 下水道総務課 内線2360